住宅用火災警報器のご案内

◆ 住宅用火災警報器とは？

火災の発生を煙や熱で感知し、警報音や音声で知らせる装置です。火災の拡大を未然に防ぐのに効果的であり、すべての住宅への設置が義務付けられます。（裏面参照）

◆ どこに設置するのでしょうか

すべての部屋・台所・階段に必要です。（浴室・トイレ・洗面所・納戸などは含まれません）

なお、すでに自動火災報知設備やスプリンクラー設備のある部屋には、新たに住宅用火災警報器を設置する必要はありません。

■設 置 例

◆ 煙式と熱式の使い分けは？

煙式の警報器は、火災の煙を感知します。一方、熱式の警報器は、室内の異常な高温を感知します。一般には、火災をより早く感知するために煙式が推奨されています。ただし、台所のように火災以外の煙を感知するおそれのある場所は熱式でも構いません。

◆ 自分で取り付けて構いませんか？

配線工事の不要な商品（電池式）は、自分で取り付けできます。資格は要りません。多くの場合、取り付け用のねじ・フックが商品に付属しています。

一方、配線工事の必要な商品は、電気工事士でないと取り付けできません。

◆ 賃貸住宅には誰が設置しますか？

住宅用火災警報器は、住宅の所有者（大家さんなど）、管理者（不動産屋・管理会社など）、占有者（入居者など）のいずれかが設置します。実際には、各住宅の実情に応じて、関係者間で話し合って設置者を決めてください。

平成22年３月

練　馬　区

販売店について

- 電気器具販売店、防災設備店、ホームセンター、家電量販店などで販売しています。
- 商品寿命・配線の必要の有無・感知方式・警報方式を確かめましょう。
- 右のNSマークのあるものを選びましょう。

- 配線工事の不要な商品（電池式）は、ご自分で取り付けできますが、配線工事の必要な商品は、電気工事士でないと取り付けできません。
- 悪質販売に注意しましょう。消防関係者を装って販売する事例が発生しています。区役所や消防職員が訪問販売することはありません。

NSマーク
（日本消防検定協会鑑定品）

◆ 取り付け場所は？

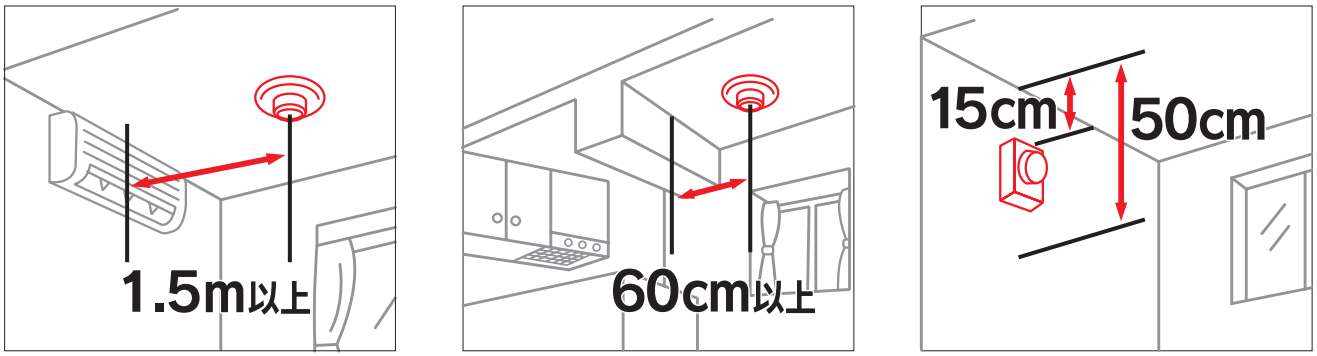

天井の中央付近に付けます。エアコン吹出口・換気口からは1.5m以上離しましょう。
天井にコンクリート梁がある場合、60cm以上離しましょう。そのほか、製品の取扱説明書にも従ってください。ご不明の場合は最寄の消防署にお問い合わせください。

◆ ワンルームマンション、LDKの台所は？

台所が10㎡以下で、居室との仕切りがない場合、また、あっても天井からの落差が１ｍ未満の梁や吊り戸棚である場合は、台所への設置は省略できます。ただし、居室側については天井の中央付近ではなく、台所に近い位置に設置しなければなりません。
これ以外の場合は、台所・居室のそれぞれに設置します。

◆ 天井に付けられない場合は？

天井への取り付けが難しい場合は、壁に付ける方法があります。この場合、天井から15～50cm以内の高さに付けましょう。

◆ 取り付けた後は？

電池の残量に注意しましょう。残量が少なくなった場合、警報音の出る製品が多いですが、取扱い説明書で確認しておきましょう。
また、警報器にホコリが付くと煙を感知しにくくなります。少なくとも年に1回は乾いた布でふきとりましょう。台所に取り付けた警報器は油や煙などの汚れが付くことがあります。中性洗剤を浸して十分絞った布でふき取りましょう。このとき、機械内部に水が入らないように注意しましょう。

共同購入のごあんない

町会・自治会やご近所などで15個以上をまとめて申し込む方法です。

取付け費用

共同購入事業者に取付けを依頼する場合、右記の商品代金のほか取付け費用がかかります。
取付け費用は1住戸ごとに1個で2,000円、あと1個増えるごとに500円ずつ加算。
（取付け面がコンクリートの場合、別途加算があります。各事業者にお問い合わせください。）

申し込み方法

下記の申込みハガキを使い、共同購入事業者を選んで直接申し込んでください。

配達方法

一口の注文分を一括して一箇所に配送します。送料はかかりません。

支払い方法

商品代は配送時に一括支払い。取付け費用は作業時にお支払いください。

共同購入事業者

有馬防災センター㈱	電話 3923-1019 〒178-0064　練馬区南大泉1-19-9
㈱アロー防災設備	電話 3998-4432 〒177-0034　練馬区富士見台4-43-14
㈲エルロックサービス	電話 3557-1960 〒179-0085　練馬区早宮1-29-1
㈲消防技術サービス	電話 3991-3679 〒176-0002　練馬区桜台5-20-4
須藤電機工業㈱	電話 3990-3930 〒176-0024　練馬区中村2-30-8
ネリマ・キーセンター	電話 5984-5769 〒176-0002　練馬区桜台4-1-3
練馬電設工業会（38社加入。地元の会社からご連絡します）	
申込窓口 三静電気工事㈱	電話 3559-1028 〒179-0081　練馬区北町7-10-15
申込窓口 新和電設㈱	電話 3904-6111 〒177-0041　練馬区石神井町2-35-29
練馬防災設備業協同組合（7社加入。地元の会社からご連絡します）	
申込窓口	電話 3920-3675 〒177-0044　練馬区上石神井4-2-5-107
東名防災設備㈱	電話 3948-5930 〒176-0013　練馬区豊玉中3-19-5
㈲防災企業	電話 3995-9114 〒177-0035　練馬区南田中4-7-2
㈲ムラタロックサービス	電話 0120-78-9969 〒177-0045　練馬区石神井台6-18-22
㈱リーズ	電話 5926-5429 〒176-0002　練馬区桜台2-39-3
㈲ワールドロックセキュリティ	電話 5933-1769 〒177-0045　練馬区石神井台6-17-22

商品価格

単価　税込（円）	15～49個	50個～
煙タイプ・熱タイプ　とも	3,500円	3,300円

※この価格はパンフレット印刷時点のもので、その後改定する場合があります。

商品

下記の例示品または同等品を提供します。	
煙タイプ	例示）パナソニック　SH28455K ニッタン　KRH-1S 能美　FSKJ217-B-H ホーチキ　SS-2LQ-10HCP ほか、各社の同等品
熱タイプ	例示）パナソニック　SH28155K ニッタン　CRH-1S 能美　FSLJ007-B-H ホーチキ　SS-FJ-10HCP ほか、各社の同等品
寿命約10年、声と光で警報、リチウム電池式、電池切れ警報機能あり、引き紐付き	

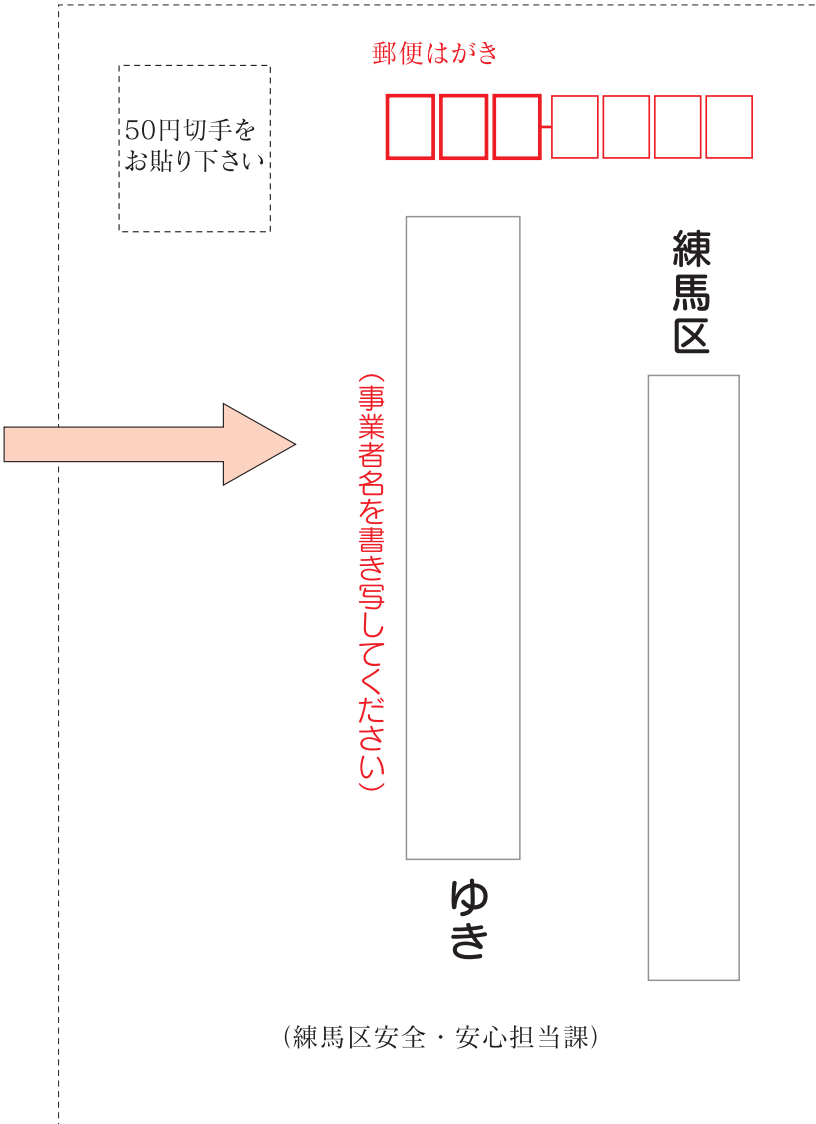

（練馬区安全・安心担当課）

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

既存の住宅

平成22年4月1日以降はすべての住宅に設置しなければなりません。

新築・改築する住宅

平成16年10月1日以降に住宅を新築・改築する（した）場合は、そのときから設置しなければなりません。

★★★ 付けていてよかった！ ★★★

火災による死者の8割は住宅火災で発生しています。
住宅火災の死者の5割は「発見の遅れ」によるものです。火災に早く気がついていれば助かったかもしれません。

住宅用火災警報器によって火災死亡者の発生を約１／３に減らせるという統計報告があります。

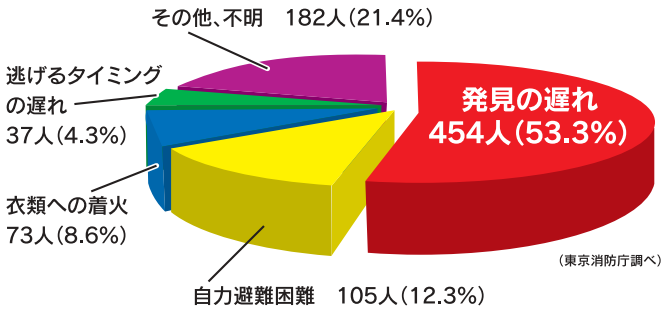

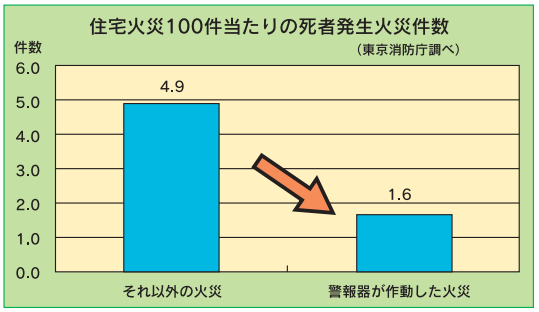

＜共同購入申込みハガキ＞

No.	商　品	単　価	個　数	金　額
1	煙　式			
2	熱　式			
合　計				

↑合計15個以上でお願いします。

取り付けを希望する住戸の数	件

↑申込み後に、住所・氏名・電話番号を下記代表者からお聞きします。

申込代表者	氏名	印	電話
	住所		
配送先	上記と同じ場合は同上に○を付けてください		同上
	氏名		電話
	住所		

↑配送先は練馬区内に限らせていただきます。

これは「共同購入」の申込みはがきです。

パンフレット内側の説明をよく読んで、条件承諾の上お申込ください。

煙式の個数と熱式の個数の合計が15個以上であれば申し込めます。価格表を見て、数量に応じた単価を記入します。

取付けは別料金がかかります。取付けを希望する方の氏名等は書ききれないため件数のみ記入します。後日申込代表者に事業者が問い合わせます。

申込み後の取り消し・数量減はご容赦ください。

配送先は1箇所のみです。

問い合わせ先

＊　＊　＊

取付け場所・取付け方など

練馬消防署　光が丘消防署　石神井消防署

(3994)0119　(5997)0119　(3995)0119

＊　＊　＊

共同購入事業など

練馬区安全・安心担当課

（5984）1027